

〔参照法令〕

○出入国管理及び難民認定法 (抄)

第 4 章 在留及び出国

第 2 節 在留資格の変更及び取消し等

(在留資格の変更)

第 20 条① 在留資格を有する外国人は、その者の有する在留資格（これに伴う在留期間を含む。以下第 3 項まで及び次条において同じ。）の変更（……）を受けることができる。

② 前項の規定により在留資格の変更を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留資格の変更を申請しなければならない。（以下略）

③ 前項の申請があった場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。（以下略）

④～⑤ (略)

⑥ 第 2 項の規定による申請があった場合（……）において、その申請の時に当該外国人が有する在留資格に伴う在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、当該外国人は、その在留期間の満了後も、当該処分がされる時又は従前の在留期間の満了の日から 2 月を経過する日が終了する時のいずれか早い時までの間は、引き続き当該在留資格をもって本邦に在留することができる。

(在留期間の更新)

第 21 条① 本邦に在留する外国人は、現に有する在留資格を変更することなく、在留期間の更新を受けることができる。

② 前項の規定により在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務省令で定める手続により、法務大臣に対し在留期間の更新を申請しなければならない。

③ 前項の規定による申請があった場合には、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

④ 第 20 条……第 6 項の規定は第 2 項の規定による申請があった場合について、……準用する。（以下略）

第 3 節 在留の条件

(退去強制)

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する外国人については、次章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

一～三の五 (略)

四 本邦に在留する外国人（……）で次のイからヨまでに掲げる者のいずれかに該当するもの

イ 第 19 条第 1 項の規定に違反して収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける

活動を専ら行っていると明らかに認められる者 (……)

- ロ 在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間 (第 20 条第 6 項の規定により本邦に在留することができる期間を含む。第 26 条第 1 項及び第 26 条の 2 第 2 項 (第 26 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。) において同じ。) を経過して本邦に残留する者

ハ～ヨ (略)

四の二～十 (略)

## 第 5 章 退去強制の手続

### 第 3 節 審査、口頭審理及び異議の申出

#### (入国審査官の審査)

**第 45 条①** 入国審査官は、前条の規定により容疑者の引渡しを受けたときは、容疑者が退去強制対象者 (第 24 条各号のいずれかに該当し、かつ、出国命令対象者に該当しない外国人をいう。以下同じ。) に該当するかどうかを速やかに審査しなければならない。

② (略)

#### (審査後の手続)

**第 47 条①** 入国審査官は、審査の結果、容疑者が第 24 条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、直ちにその者を放免しなければならない。

② (略)

③ 入国審査官は、審査の結果、容疑者が退去強制対象者に該当すると認定したときは、速やかに理由を付した書面をもって、主任審査官及びその者にその旨を知らせなければならない。

④ 前項の通知をする場合には、入国審査官は、当該容疑者に対し、第 48 条の規定による口頭審理の請求をすることができる旨を知らせなければならない。

⑤ 第 3 項の場合において、容疑者がその認定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、口頭審理の請求をしない旨を記載した文書に署名させ、速やかに第 51 条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

#### (口頭審理)

**第 48 条①** 前条第 3 項の通知を受けた容疑者は、同項の認定に異議があるときは、その通知を受けた日から 3 日以内に、口頭をもって、特別審理官に対し口頭審理の請求をすることができる。

② (略)

③ 特別審理官は、第 1 項の口頭審理の請求があったときは、容疑者に対し、時及び場所を通知して速やかに口頭審理を行わなければならない。

④～⑤ (略)

⑥ 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第 3 項の認定が事実と相違すると判定したとき (……) は、直ちにその者を放免しなければならない。

⑦ (略)

⑧ 特別審査官は、口頭審理の結果、前条第 3 項の認定が誤りがないと判定したときは、速やかに主任審査官及び当該容疑者にその旨を知らせるとともに、当該容疑者に対し、第 49 条の規定により異議を申し出ることができる旨を知らせなければならない。

⑨ 前項の通知を受けた場合において、当該容疑者が同項の判定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、異議を申し出ない旨を記載した文書に署名させ、速やかに第 51 条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

#### (異議の申出)

**第 49 条①** 前条第 8 項の通知を受けた容疑者は、同項の判定に異議があるときは、その通知を受けた日から 3 日以内に、法務省令で定める手続により、不服の事由を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

② (略)

③ 法務大臣は、第 1 項の規定による異議の申出を受理したときは、異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を主任審査官に通知しなければならない。

④ 主任審査官は、法務大臣から異議の申出(……)が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならない。

⑤ (略)

⑥ 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたときは、速やかに当該容疑者に対し、その旨を知らせるとともに、第 51 条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

#### (法務大臣の裁決の特例)

**第 50 条①** 法務大臣は、前条第 3 項の裁決に当たって、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

一 永住許可を受けているとき。

二 かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。

三 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。

四 その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。

②～③ (略)

④ 第 1 項の許可は、前条第 4 項の規定の適用については、異議の申出が理由がある旨の裁決とみなす。

### 第 4 節 退去強制令書の執行

#### (退去強制令書の方式)

**第 51 条** 第 47 条第 5 項、第 48 条第 9 項若しくは第 49 条第 6 項の規定により……発付される退去強制令書には、退去強制を受ける者の氏名、年齢及び国籍、退去強制の理由、送還先、発付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、主任審査官がこれに記名

法学教室 2022 年 9 月号 (504 号)

「演習行政法」ウェブサポート

日本大学准教授 鶴澤剛

押印しなければならない。